

生活環境の保全と美化に関する協約

私達の居住する法隆寺第三団地一帯は、緑豊かな美しい自然に囲まれ、古の文化の香り高い斑鳩の里の一角に位置している。

私達はこの地に居住することに誇りと喜びを抱き、閑静な環境と美しい自然がいつまでも維持されることを念願するものである。

以上の基本認識のもとに、私達住民の総意として次のとおり協約し、これを順守していくことを誓約する。

1. この協約の対象とする区域は、法隆寺第三団地の区域とする。
2. この協約の対象とする区域内で、自治会に加入していない土地所有者等及び法隆寺第三団地周辺の土地所有者等についても、居住環境が一帯的であることから、この協約の内容と精神が順守されるよう働きかけ理解を求めるものとする。
3. 当団地の住民一同は、協力して緑豊かな美しい自然環境に調和した町づくりに努めるものとする。
4. 当地区の自然環境と調和した町づくりを進めるうえで、低層住宅地域とすることが好ましいことを認識し、このため建物は1戸建てとし、敷地面積は165㎡以上、建物は2階まで、隣接する境界線から60cm以上を原則とする。
- 5-1. 建物を建築するにあたっては、当団地にふさわしい用途、外観、色調とすることに留意するものとする。
- 5-2. 当地区内に設置する案内板、看板、街路灯については、当団地にふさわしい意匠、形態とすることに留意するものとする。
6. 当地区の快適な居住環境を維持するため、緑化の推進と公共のスペースの整備に努める。
7. 隣接する境界周辺での塚、柵、樹木には、日照及び美観上で相手方に迷惑を及ぼさないよう常に心がけるものとする。
8. 当地区の静かな環境を乱すような騒音、深夜の照明などは、互いに慎むものとする。

9. 犬などのペットを飼う場合は、近隣に迷惑を及ぼさないよう注意し、特に犬の路上での糞の処理は責任を持って行うものとする。

10. 車の所有者は、原則として各自車庫を備え、路上駐車は慎むものとする。

昭和63年10月19日

平成22年11月7日 改訂